**平成２３年（フ）第２３号**
大分県速見郡日出町大字豊岡5603番地３
債務者　甲斐　里美
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２３年（フ）第１４２９号**
名古屋市名東区高社１丁目80番地　みのり荘１Ｃ号髙木冷子方
債務者　園田　士朗
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１５４号**
長崎県佐世保市江迎町小川内559番地、旧住所長崎県佐世保市横尾町45番地８
債務者　大畑　友和
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２３年（フ）第１２４号**
神奈川県横須賀市森崎４丁目35番１号
債務者　前田　晴美
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１２６号**
神奈川県横須賀市汐入町３丁目55番地
債務者　腰越　　勉
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１５７号**
長崎県佐世保市吉岡町731番地、住民票上の住所長崎県佐世保市瀬戸越２丁目４番２―302号　泉福寺住宅１号館
債務者　田崎　正範
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第２７０号**
山口県防府市自由ケ丘２丁目19番３号
債務者　山本佐和子
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第５０号**
山口市楠木町２番22―1005号
債務者　田南　健治
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第７５号**
山口県防府市大字田島1434番地の43　市住46棟795号
債務者　近藤亜佳音
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第８０号**
山口市緑町５番52―505号　アクシオン
債務者　湯澤　清美
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第９８号**
山口市宮野下1337番地１　レイジェント恋路Ａ号、旧住所山口市大内御堀777番地33
債務者　池川真理子（旧姓末徳）
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１５号**
山口県防府市三田尻３丁目11番23号、前住所山口県防府市大字浜方26番地の11　メロディーハイム横入川Ｂ棟102
債務者　堀江　勝弘
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０４３号**
熊本市八景水谷２丁目14番27号
債務者　赤松　政子
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第２４７号**
熊本市京町本丁６番61号、前住所熊本市佐土原１丁目８番45―1008号
債務者　西村　美嘉
１　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第２７４号**
熊本市富合町大町52番地
債務者　西川　洋子
１　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第３２３号**
熊本市黒髪２丁目36番45号
債務者　小山　正彦
１　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第３４１号**
熊本市沼山津４丁目13番７―1007号
債務者　川野　圭紀
１　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第３４９号**
熊本市田崎２丁目３番81―404号
債務者　奈須　　幸
１　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部